

「同和（解放）教育」運動の総括試論

住 田 一 郎

はじめに

今年三月末をもって同和对策事業特別措置法下における諸事業は終了した。三三年間にも及ぶ被差別部落住民の生活全般にかかわる同和对策事業が大きな成果をもたらした事実を否定するものはいないだろう。部落差別に対する人々の批判的な姿勢も大きく前進した。ただし、大きな成果があったとはいえ、今日なお部落差別問題がほとんど問題にし得ないまでに解決したといえる段階ではない。とりわけ、被差別部落住民がなが年部落差別を受け続けることよつて負ってきた自らの（内面的弱さ（弱点）と真正面から向き合う営みは後回しにされたままになっている。それ故、被差別部落内外住民による自由で開放的なコミュニケーション（対話）は残念ながら遅々として進んでいないのが現状である。

この小論は、主として同和（解放）教育における社会教育部門でのこれまでの実践を、先の（内面的弱さ（弱点）に焦点を当てながら、総括しようとする試みである。一言でいうなら、（自己実現能力および地域の教育力）をいかに高めることができたのか、さらに残された課題はいつたいなにかを明らかにする点にある。しかし、この課題を明らかにする上で大きな困難が存在する。これまでの同和（解放）教育実践において、私が提起する被差別部落住

民の（内面的弱さ（弱点））の視点から、問題提起された論文や発言それに各種研究大会レポートがほとんど皆無に等しいという困難である。その点に触れることをこれまで同和（解放）教育関係者は禁欲（タブー化）してきたようにも思えるのである。

各種研究大会レポートには「被差別部落住民の心の豊かさ、優しさ、すばらしさ、誇り」等について言及されな
いものはない。私も全国水平社以降八〇年の歴史を持つ部落解放運動を通じてレポートに指摘されるようなすば
らしい人々を被差別部落が生み出してきた事実を否定するものではない。しかし、被差別部落住民のすべてがすば
らしい人々であつたわけではないし、むしろあり得ないだろう。結果的にであつたとしても、数多くの被差別部落住
民が部落差別に逡巡し、その差別に負けざるを得なかつたことも事実なのである。部落解放運動はまさにその克服
を旨として部落差別と闘つてきたともいえるのである。

戦後の同和（解放）教育実践を振り返るとき、一九六五年八月に内閣総理大臣に提出された「同和对策審議会」
答申とその具体化を図る一九六九年七月に施行された同和对策事業特別措置法が大きな転換点であつたことは明ら
かである。「同和问题の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」との答申の指摘は戦後これまで同和教育
に否定的・消極的であつた国・地方自治体の姿勢を大きく転換させるものであつた。少なくとも、六五年の答申ま
で近畿以西を中心に実践されていた同和教育は一部の良心的な教師たちによつて担われ、どちらかといえば教育現
場において（陽のあたる教育実践）とはみなされていなかつた。しかし、各地で同和教育に取り組んだ教師たちは
教室に顔を見せない長期欠席児童生徒、給食費を払えず昼食抜きの子供生徒、教科書や文具すら満足にそろえるこ
とができない児童生徒たちを目前にして、放置することはできなかつた。一九五九年に発表された教育実践記録『き
ょうも机にあの子がいない』で指摘されている被差別部落の厳しい実態、子どもたちの状況は決して高知県だけ

ものではなかった。そこに指摘された児童生徒の劣悪な教育条件は各地の被差別部落を校区にもつ学校でも同様であった。

一 子どもたちの劣悪な教育環境のうらに見える被差別部落の課題

一九五五年八月に部落解放同盟は「子どもの教育を守る活動について」という方針を発表した。そこには次のように子どもたちを取り巻く状況が指摘されていた。

「一 いま、われわれの部落には、六・三制の義務教育を満足にうけることのできない子供たちがあふれている。小学校上級児童の長期欠席が激増し、中学生の不就学が大きな割合を示している。大阪府のある部落では、小学卒業の女子は八割、男子は五割が、奈良県では官庁資料によると四割が、中学に行けない。部落の子供たちは、家庭の貧しい生活を助けるために、子守り、かつぎ屋、屑拾い、行商、土方、徒弟奉公などの仕事で、幼少から働かされている。女の子はとくにみじめで、十四、五歳にもなれば、口べらしと家計を助けるために女中、女工などの出稼ぎにやらされる。パチンコ屋や料理屋などに雇われ、ついに売春婦におちてゆくものもある。二 どうにか学校に行ける子供たちの苦悩も大きい。大部分の家庭は、教科書、学用品、給食などの費用にこまっているので、子供たちは厄介ものあつかいされる。子供たちは、学校へ通う前後には家事の手伝いにこき使われる。住居がせまいのと、家庭の理解がないために、家庭学習はほとんどできない。学校ではクラスの子供たちから差別扱いされたり、いじめられたりする。どんなに向学心に燃え、才能があっても、上級学校へすすむ希望はかなえられない」

「部落の子供たちの家庭は、ながいあいだの差別支配の結果として、極端に貧乏で、低い文化水準におかれてい

「こういう家庭が子供たちの人間的成長のための教育にとつて、よき基盤であるはずがない」

「八 われわれは反動的な融和主義のごまかし教育と、差別的な教育行政に反対して、部落の完全解放と社会の進歩のために、子供の人間的成長のための教育を守るために、つぎのような諸要求をかかげてたたかわなくてはならない。まず第一に、われわれの部落にとくに多い不就学児童、長期欠席児童をなくするための活動が重要である。それは親たちの仕事の問題、生活改善の要求をとりあげると共に、教育扶助、就学奨励金を支給せよ、給食費、PTA会費を免除せよ、強制的な寄付金募集反対、学用品、教科書の無料支給、夜間学校の設置、学童に子守りをさせなくていいように保育所や託児所、児童公園を設立せよ、などの切実な要求をとりあげることである。それは学校へ行けない子供だけではなく、現に行っている子供の問題でもある。これらの要求は『義務教育を無償で完全に行え』というスローガンに結びつけてたたかわねばならない。さらにまた、教育の機会均等のため、大学や高校へ進むものに進学奨励金、育英資金を支給せよ、という要求をとりあげねばならない。」¹⁾

以上の指摘にみられるように、親たちの数世代にわたる慢性的失業や不安定就労からくる極端な貧困が、子供たちの教育を受ける権利を奪い、さらに教育条件の劣悪さとしても現れていたのである。同じ年戦後一〇年を経過した日本社会は経済白書で「もはや戦後ではない」と報告されていたにもかかわらずである。一九五三年五月に結成された全国同和教育研究協議会（以下全同教）に結集した各府県の教師たちは前述の被差別部落児童生徒たちと学校内外で悪戦苦闘していた。彼ら教師の優れた教育実践は、一九五五年前後に相次いで初期同和教育実践の成果また報告として各地でまとめられていた。²⁾ もちろん、報告集の主題が同和教育における最大の課題であった不就学および長期欠席児童生徒の教室への復帰とそれを可能とする教育扶助・生活保護を求める教育実践であつたことは言

うまでもない。前述の高知市福祉部会編『きょうも机にあの子がいない』³にも、当時の被差別部落とそこでの子どもたちをとりまく凄まじい生活破壊の実態がつぎのように報告されていた。

「浜辺の松原に四棟位、二十数戸のバラック長屋が建並んでいる。終戦後に応急措置として建てられたもので、殆どが四畳半の板の間と、一坪ばかりの土間のみである。夏は海風の烈しく松の梢を鳴らし、所所大空のすいて見える屋根裏を眺めては、雨もりのみじめさに心を痛め、冬ともなれば、板壁のすき間も風を防ぎようもない。一歩この区域に入れば、二棟のバラックの間にある炊事場と便所よりの悪臭が鼻をつく」

「まことに『貧すれば鈍する』というが、その日その日の生活に追われる人々にとっては、食うことのみに精一杯で、子供達の事は省る暇もないのかも知れない。K姉妹の家も、こうしたバラック長屋の一軒であった。これも又、あの戦争のかもしれない悲劇の一コマであろう。父の戦死したこの一家は、今では町内のM料理店に働く母が、その肉をひさぐ職業にまで落ちなくてはならなくなった」

「或る時はこんな事もあった。妹にかばんがないので、担任の女先生は、とぼしい教育扶助の金ではあるし、布切を買って縫ってやろうとしたところ、翌日子供が、『縫ったのでは駄目、女先生の持っているような手さげのよいのを買ってもらえ。』と母親が言ったとの事であった。勿論、子供もそうした母親の言葉を、当然の事のように、臆面もなく担任に伝えたという」

さらに、部落での生活は中の上であるにもかかわらず、子どもを学校に行かせない父親は、家庭訪問した教師に対し「学校に出して遊ばしておくよりは、少しでも家の仕事を手伝わしたがよい。金儲けになることがあれば、少しでも働かした方がよい。字が読めなくても、算盤がはじけなくても、生活は結構出来るのだ」と悪びれもせずいはなっていた。

京都市内の被差別部落の状況がある教師もまた次のように語っていた。

「おどろいた。陽をみることも朝だけの露地の東向きの一間、六じょうに兄夫婦と子ども三人、次兄夫婦、姉二人、母、祖母、計十二人が起居している。部屋の間は、ふとんをつみ、衣類がひっかけてある中で、どうして家庭学習ができるのか。……ここで、この子どもを救うみちは、ただ出席せよ、と呼びかけるだけで解決できないと思う」

自らの主体的な立ち上がりで部落差別問題と取り組んできた部落解放運動も、戦後の混乱期にはやっとその旗を掲げるだけで精一杯であった。被差別部落内での影響力も残念ながらごく限定されたものでしかなかった。その状況を大きく転換した取り組みが一九五一年京都市での雑誌『オール・ロマンス』糾弾闘争であった。この闘いを通じて、当面の闘争目標として被差別部落のあまりにも劣った生活・住環境を実態的差別と捉え、結果として放置してきた自治体の無策を差別行政として追求する運動方針を確立した。従来の人々の差別意識を糾弾する観念的な闘争方向からの脱皮でもあった。この糾弾闘争時の、有名なエピソードがのちのちまで語り継がれている。五年後、一二月の人権週間に戦後初めて部落問題を真正面から報道した朝日新聞連載「部落三百万人の訴え」にも、「京都市の一吏員がオール・ロマンスという雑誌に京都のある部落を舞台にした『特殊部落』というひどい差別小説を書いたのです。『けしからん』市長さんはじめみんなそういいました。しかし解放同盟の人たちはそれは考えませんでした。市長さんの前へ市街地図がひろげられました。不良住宅のかたまっているところ、水道や下水のないところ、消防自動車の入らないところ、トラコーマや結核患者、生活困窮者の多いところ、失業者や、不就学児の多いところ。つぎつぎと赤い丸印がつけられました。その丸印がピタリと重なったところ、そこが私たちの部落だったのです」と指摘されていた。

当該の京都府・市による被差別部落改善予算がこの年から大幅に増額されたのはいうまでもない。しかし、それ以外の府県では被差別部落の改善を目的とした予算はほんの申しわけ程度の額が計上されるだけであり、被差別部落の劣悪な住環境と貧困もほとんど放置されたままであった。一九六〇年初頭まで、同和教育における重要な課題が被差別部落児童・生徒の不就学・長期欠席の克服であった事実によっても裏付けられるのである。

この時期、被差別部落の子どもたちと地域の課題に取り組んだ（取り組まざるを得なかったともいえる）のは子どもたちが通う学校の教師たちであった。いまだ被差別部落には解放運動が組織されておらず、されていたとしても影響力の小さかった状況下でのことであった。先の教師たちは学校内での教育条件を整えるだけではなく、子どもが安心して学校に通えるための教育扶助や生活保護の申請に駆けまわり、獲得もしていたのである。高知県、京都府、大阪府、奈良県での被差別部落を校区に含む学校で、取り組まれてきた教師たちの同和教育実践記録は一九五四年以降つぎつぎと刊行された。一九五六年には全同教は同和教育の普及をはかるため、同和教育実践記録『すべての教師のものに』を刊行した。

記録集に収録された一事例「水野さんを守ろう」にも長期欠席せざるを得ない実状を母親の率直な言葉でつぎのように報告されていた。

「お恥ずかしい事ですけど、ぶっちゃけたとこ、家ではもう十月からこつち米のめしは喰べた事おまへんねん。よそらは配給所へ米とりに行かはりまっけど、うちとこは配給所で米を買いとつてもろうてまんねん。その儲けだけ麦を余計買える勘定だすねん。それでお粥さんにして食べまっさかい、弁当にも入れてやれしまへんなあ。今まで貰うてた民生補助も先月から打切られてしまっし、うちの人の神経痛もまだすつきりしまへんので、右手つかえず左手で木工の仕事してる始末でんねん。さっぱり儲けにならしまへん。せめてこの子に五十円の日ぜにでも儲

けてもろて、おかず代にでも、まわさんな思うて花緒の仕事もろうてきて皆でやってまんねん」

このように報告された被差別部落の子どもたちを取り巻く実態はすでによく知られている事実である。私もこの事実を再確認するためだけに紹介しているわけではない。このように捉えられた、子どもたちのまっとうな教育を受ける権利の侵害状況が、実はその背景にあり、生活台でもある被差別部落における大人社会の厳しく遅れた生活・文化実態を浮き彫りにしている事実を目を向けてもらうがためなのである。一般的にこれらの事実は貧困と差別に基づく被差別部落の「低位性」と捉えられてきた。

具体的に指摘するなら、少ない稼ぎによつて絶えずいがみあう両親。家計の足しに年齢を偽つて働きにでる子ども、家事全般を引き受ける子ども、幼い妹や弟の面倒をみるために学校を休む子どもたち。家に一冊の書籍もなく、勉強する場も机もなく、教科書学用品すら満足にそろっていない文化的環境（文化的低位性）。このような条件がかさなる中で、一日一日の生活に追われほとんど交わされることのない家族の対話、コミュニケーションの欠落。論理的な対話や議論の場から結果的に遠ざけられ、極端に苦手（論理的な思考を揶揄する風潮すらある）で、すぐに感情をむき出しにするため、人々との諍いが絶えず、対話が成り立たない。また、一家総出で働いても足りない収入を補うため、「二〇日に一割」とも言われる高利な借金を地区内の高利貸しから借らざるを得ない多くの貧困層。その結果、生み出される地域内での上下関係、ボス支配。ボスにおもねる事大主義的な考え方の横行。ボスの横暴とへりくだった物言わぬ多数の部落住民。身内（親族）以外滅多なことでは信用しない排他性は部落外の住民（よそ者）を容易には受け入れない排他性にも通じる。さらに、他には限りなく依存しながら、自己が担うべき責任すら他に転嫁することに習い性になっている主体性の欠如、等々。

これらの現象はなが年部落差別を受け続けてきた被差別部落共同体の少なくない住民が負わされてきた（負の遺

産」といわざるを得ないものだろう。同時に、この拙文の最初に指摘した被差別部落における〈内面的弱さ（弱点）〉の存在について、直接つづられた文献を見つけることは困難であるとしても、先の〈負の遺産〉の存在によって、それを類推することは可能であろう。

一九六九年七月以降、三三年間の同和对策事業によって、〈負の遺産〉のうち、いわゆる同対審答申で指摘されている〈実態的差別⇨格差〉は解消に大きく近づいている。ところが、格差の解消とともに解決することが展望されていた〈心理的差別⇨障壁〉の克服目標はいまだ達成されているわけではない。むしろその大半は今後の課題として残されている。私が指摘する被差別部落住民の〈内面的弱さ（弱点）〉も実は〈実態的差別⇨格差〉の解消にしがたつて、新たに見え、押し出されてきた課題だとも言えるのである。

さらにこの課題はかつて金時鐘が語った次のような問題提起に連なるものであると、私は捉えている。

「差別されることにふだんに慣れちゃうと、差別がひどいというのは悪様に人からひどいことを言われるとか、社会的機構的に格差を付けられるとか、ある特定の場所、勤務先、仕事上から疎外されるとか、そういった機構上の歪みだけじゃないんだね。本当のひどさは、そのことで自分を省みる内省力がなくなっちゃうことなんだね。人からひんしゆくを買うことを一切気にしなくなってしまうことなんだね。」

「エゴイズムは差別する側のものだけでなく受ける側にもある。むしろその度し難さは受ける側にこそあるとい
うのが私の持論だが、こんなのは随分見えてきているし、良く知っている。」

二 全同教研究大会分科会でなにが課題とされてきたか

六〇

ここで論究する対象分科会は「生活課題と学習活動」(社会教育分野)である。この分科会はこれまで何度も改編されているが、主題が地域における文化教育活動の創造であることにかわりはない。私はこの分科会にほぼ二〇年間出席し続けているが、提出されたのべ一〇〇を越えるレポートの中に、前述した被差別部落住民の(内面的弱さ(弱点))について触れたものは皆無である。地域における部落差別との関いの掘り起こしとその教材化。部落差別との関いを演ずる解放劇のとりくみ。誇りとすべき被差別部落の伝承、技(竹、皮革、太鼓)、工芸品、芸能、食文化についてがレポート内容のほとんどすべてであった。もちろん、これらのポジティブな内容が間違っているというわけではない。当然被差別を強いられる生活の中で、積極的に生きてきた人々の生き様をこんにち改めて掘り起こし再評価する営みは重要であるに違いない。だがしかし、かつて私が「被差別部落民の『陰』の部分はこれまで彼らが培ってきた『光』の部分を強調するだけで克服できる課題ではない。まず、『陰』の部分を『陰』と自覚し、克服に向けた真剣な取り組みを通じて『光』の部分も一層輝きをますのである」と指摘したように、再評価される『光』の部分は、『陰』の部分を『陰』と自覚することとセットでなければ、容易には人々に理解してもらえないのではないだろうか。というのは、『陰』の部分は決して隠されている事実ではなく、周辺の非部落住民には周知の事実であり、被差別部落住民のみが「裸の王様」である場合も多いのである。もちろん、彼らの被差別部落を見るまなざしに(差別的意識や意図)が皆無だと私も考えているわけではない。しかしすべてを(差別的意識・意図)として葬り去ることも出来ないであろう。双方による自由な対話によって(差別的意識・意図)の根拠が実は単純な誤解や偏見であったと解明されることもあるうし、同時に、被差別側が負わねばならない克服課題であると確認

されることもあつたはずである。残念ながら、このような自由な対話は同和对策事業特別措置法が施行されて一三年を経過し、行政施策によつて一定の改善、成果が見えてきた一九八二年以降においてすらほとんど行われず、レポートに反映されることもなかつた。

しかしながら、被差別部落の側にも自らの（内面的弱さ（弱点））と向き合う姿勢は存在していたのである。

「解放同盟の指導の下での住民の努力にもかかわらず、産業、職業の不安定によつて貧困をよぎなくされ、それに伴う教育文化の低位性が、複雑な人間関係、合理性と社会性に乏しい人間像を形づくっている。しかし、部落差別の結果、日々生起する諸問題に対し住民の中には、それが部落差別であることを知らず、あるいは意識的に、部落差別であることを否定しようとする層があり、今日なお蔽として残る差別の実態を認めようとし³ない」との指摘がすでに一九六八年時点でなされていた。この指摘は単に地区内の「寝た子を起こすな」という人々を指しているだけではない。もつと深く部落差別であることを見抜けぬまま、その事実を負い目を感じたり、また反対にその状況に「あぐら」をかく被差別部落住民の卑屈で、したたかな存在の同居をも視野に入れたものと、私は捉えている。ただ、このように自らの課題を相対的に厳しく捉え、それと向き合う視点を広げることが被差別部落住民には困難であつた。先に指摘したように全国教研究大会での「被差別部落の児童生徒に寄り添う、もつとも困難な課題を抱える子どもに寄り添う」各地での実践スタイルも当時の教職員の認識状況ではむしろ当然な対応であつたとも言えよう。一九六九年の特別措置法施行とともにスタートした多くの同和教育実践校は各教育委員会から教育現場への上からの指示によつてやむなく始まつたところが少なくなかつた。それ故、具体的に子どもたちに何を教えるよいか掴めず、暗中模索状態で現場のとまどいはあまりにも大きかつた。不就学、長期欠席児童・生徒を目前にしているも、学校現場でそれを教育実践の課題として捉える良心的な教師ばかりではなかつた。なかには差別的対

応を露わにする教師だけでなく、無関心を装う教師の態度によって被差別部落の児童生徒は傷つけられていた。給食費の滞納者として首から「給食費を忘れました」と書かれたボール紙をつるして廊下を歩かされた子どもたち。学校のお荷物、教室のお客さんとして扱われていた子どもたちもいたのである。彼らのトラウマ・怨念の発露がのちの解放教育実践段階に教師集団による主体的な教育的営みを抑えてしまう遠因にもなっていた。学校教育に対する被差別部落住民の意識は決して自らの体験を通じて友好的にはなれなかったのである。

このような状況が相交わり、被差別部落住民の抱える（内面的弱さ（弱点））がレポートで取り上げられることはなかった。「被差別部落責任論」とも捉えられる指摘を、「差別者である教師たち」がどのような顔をして発表できるのかとの無言の（足枷）がはめられていたのであった。

確かに、同和対策事業がスタートした一九六九年から一〇数年間、対策事業の重点施策が劣悪な住環境の整備や就労保障による生活基盤の安定にあつた事実はむしろ当然であつた。と同時に、レポートの内容が被差別部落のポジティブな掘り起こしに向けられたこともやむを得ないと言えるだろう。だが、この間の同和対策事業によって被差別部落を取り巻く差別の現実には確実に変化、改善されてきたことも事実であつた。にもかかわらず、同じようにポジティブな面のみを強調するだけで、生きた部落差別の現実には捉えられるのであろうか。丁度、この時期八〇年代初頭に私は長男の小学校入学と同時に全同教研究大会に参加しはじめた。同時に、地域での活動を通じて部落住民が対策事業にとつぷり依存してしまう危惧を感じながら、八〇年代の部落解放運動はどのようなべきかを模索し続けていたのである。つぎに示す「とくに部落差別の歪みが外面的な生活の劣悪さとしてストレートに現れるだけでなく、内面的な人格形成のうえで重要な役割を担う『学習の場』を奪われてきたために背負い続けねばならなかつた部落大衆の『弱さ』としても存在することの意味を無視することはできない」¹⁰いと指摘は当時の私の問題

意識でもあった。

残念ながら、研究大会分科会討議で私の問題意識が論議・共有されることはほとんどなかった。被差別側からのポジティブな報告と差別者側からの限りなく寄り添う実践報告それに差別者としての自らを自覚し自己変革をめざした報告に終始していた。被差別部落住民が年の部落差別によって負わされてきた（被差別の傷跡Ⅱ内面的弱さ）に焦点が当てられることはまったくなかったのである。（被差別の傷跡Ⅱ内面的弱さ）に触れることなく、全同教スローガン「部落差別の現実から深く学ぶ」はいったい何を学ぶのだろうか。

次に、分科会での特徴的な議論内容について二、三紹介しておく。

ロングホームルームでの同和教育の授業を終えた教師が一人の被差別部落出身高校生からザラ紙四枚にびっしり書かれた手紙を受け取った。そこには「授業で先生は一生懸命、部落差別の不当性、人権を守ることの大切さについて額に汗しながら述べておられた。しかし、聞いているクラスメイトのほとんどは内職をしたり、眠ったりして聞いていない。それでいて授業が終わると部落差別なんて今でもあるのか、と話しだす有様である。先生はこの事実を知っているのですか」と綴られていたようだ。このまじめで良心的な先生は彼女の問題提起を真正面から受けとめ、職員会議の議題にも取り上げた。そこでの論議の核心は「生徒たちの心に響かない同和教育になっているのは、教師側の問題である。自らの内面に厳存する差別性に気づかない教師の授業が生徒たちに受け止められるはずはない。まず、取り組むべきは私たち自身の差別性に気づきそれと対峙することである。差別者である自らの自覚」にあった。この教師のまじめさ、良心的な対応を私も否定するものではない。しかし、部落差別の課題のすべてを差別者側にあると自ら引き受けることで、ほんとうに部落問題は解決するのだろうか。従来は、今日もなお根強く

存在しているのだが、運動側によって差別者としての自覚が非部落側の人々に求められ、自己批判が迫られていた。その範疇内に収まるこの教師は被差別部落側から高く評価されてきたといえる。しかし、部落・非部落（人と人と）の関係は常に差別・被差別、加害者・被害者との二項対立思考の図式のままでいいのだろうか。良心的な教師が一方的に部落差別の課題を背負い込むとき、被差別の当事者はその営みをただ見守るだけになってしまう。それでいいのだろうか。私なら、問題提起した高校生につきのように問いかけるだろう。「あなたはこれまでクラスメイトのたとえ一人とであったとしても、自らが被差別部落出身者であるとカムアウトしたことがあるのだろうか。カムアウトしないまでも、部落問題について話し合おうとしたことがあるのだろうか」と。良心的な教師の対応が（その思い遣り）とは裏腹に、被差別部落出身高校生自身の自己責任を曖昧にし、ひいては自己実現の妨げになっている事実には気づくべきではなからうか。

数年前の大阪市同和教育研究会の分科会でも次のような報告がなされていた。

被差別部落出身の中学二年生○君は担任の先生とは波長が合わず、授業を妨害したり、抜け出したり、担任の先生に暴言を吐いたり、いわゆる問題行動の多い生徒であった。自分と波長の合う少数の教師とは問題なく接していたが。放課後は二、三人の同級生を従えて、買い食いしたり、ゲームセンターで遊んだりしていた。お金はすべて○君のおごりである。担任は報告に当たり、家庭訪問を繰り返し、○君の課題を母親（父親はいつもその場には居らず、子どもの課題を知らない）とともに考え、学校側の課題は課題として踏まえながら、家庭での課題についても共通認識に立ったレポート案を作成することで合意ができていた。できあがったレポートも母親は目を通していた。ところが、発表数日前に母親は地域内の気のあった数名の仲間にレポートを示し、「この書き方では自分の親

としての子育てや家事での努力がほとんど書かれて居らず、ひどい母親だとの印象しか参加者に与えない」もの
自分は納得していないと、不満を告げた。その場で仲間は口々に「このような書き方ではお母さんとしてのあんな
の面目丸潰れやわ。あんたも一生懸命子育てしているのに」「O君の書き方も先生の一方的な捉え方で、悪取りしす
ぎる。O君は私の職場に訪ねてきてもほんまに礼儀正しく、うちの子どもたちにも優しい、あんないい子をこのよ
うに書くのはおかしいわ」と言うことになった。母親は我が意を得たりで、急遽学校側との話し合いを要求した。
その場に仲間も数人同席した。話し合いでは母親や仲間の意見によって当初のレポートは否定され、再度書き直す
ことになった。研究会当日配られた、レポート内容からは何故この分科会でO君との関わり状況が解放教育実践と
して報告されねばならないのかまったく判らない中途半端なものになっていた。

O君とその家庭の様子は私自身もよく知っていた。子育ての大半を若い祖母が面倒を見る典型的な家庭である。

O君は弟が生まれるとともにますます、祖母に面倒をみてもらうことが多くなつた。しかし、祖母も子育てが大変
なのだろう、ほとんどO君の言うままに、お金で子守りをさせていた。一人娘であつたO君の母親もお金で育てら
れていた事実は地域内ではよく知られてもいた。わがまま一杯に育てられたO君は自分の思うようにならねば、す
ぐに機嫌を損ねてしまう。授業への関心も彼の我がままがそのまま反映してしまつていた。その上、O君が常にお
金を持っていることを他の子どもたちもよく知っており、さらに、ゲームなども最新製品を次々と購入しているの
で、それらを目当てに彼の周りに同級生が寄つていた。確かに、母親は変則勤務であり、父親も不在が多い事情（し
んどい子育てから下りている）では祖母の助けが必要なことは事実である。しかし、子どもの課題を冷静に捉えよ
うとするなら、O君に対する家庭生活での目配りの不十分さが浮き彫りになってくる。この課題が学校での「問題
行動」とも密接に繋がっていると教師たちは判断したに違いない。その提起を、母親も自らの子育てを振り返る

いきっかけを与えられたと受けとめるべきであつた。当然、学校側の指摘も母親が何もしていないとあげつらうものではなかつたはずである。にもかかわらず、結果的には母親の姿勢は自らの課題ですら、指摘させない「奢り」に陥ってしまった。

同時に、私が危惧する、より大きな課題は彼女を取り巻く仲間の対応である。冷静に判断するのではなく理屈抜きでまず、彼女を「護る（庇う）」加担する姿勢にたいしてである。一步離れて客観的に判断すれば、O君が抱えている課題の大きさは学校側の状況説明からも明確であつたはずである。O君の将来を考えるなら当然、O君自身が自らと向き合うべき課題であり、周りの大人、特に母親や父親は彼が向き合えるように援助すべきいい機会なのである。しかし、彼女たちにはO君にそのような課題があるとは見えていないようだ。主観的に庇ってしまう。彼女たちの判断基準はつねに二者択一でしかなく、この場合も「善いか悪いか」であつた。母親やO君を「いいお母さん、いい子ども」と主観的に判断すれば、それ以外に彼らには課題はないことになってしまう。

分科会に報告されたレポートに対して私は、「何故、この事例が部落差別と関連し、解放教育の課題や成果とされたのか」と問わざるを得なかつた。報告者から明確な返答はなかつた。答えがないのも当然である。自分たちが課題として捉えた事実を事前の「話し合い」でまったく骨抜きされたのであるから、無理もないのである。それに輪をかけてように、彼女を応援するために出席していた仲間の一人も同じように、何故このO君の状況が部落差別の課題なのか判らないと発言した。発言を聞いていた報告校の教師たちはどのように受けとめていたのだろうか。多分複雑な気持ちであつたに違いない。教師と母親との部落差別をめぐる現実認識はここでも大きくずれていた。課題提起の意図を理解し得ず己が非難されていると短絡的に捉える心情こそが、今問われているのだが……。

また、先日私の授業を受講する一人の社会人学生から次のような話を聞いた。

「今から一〇数年前の中学一年生の時のことです。私にとってあまりに不可解な出来事として心の奥にいまだに澱のように残っています。それは部落問題についてなのです。道徳の授業で『部落問題について』学んだ後、次の体育の授業が始まるまでの間、友達数名と前の授業で学んだ部落問題について（多分、いまだに部落差別つてあるのかなあ、どんなことなんやろとの疑問だったと思う）話し合っていた。丁度その時私たちの後ろで話を聞いていた道徳の授業担当者であり、体育の教師でもあった担任に、『お前たち何を話しているんだ。あとで職員室に来い』と頭ごなしに怒鳴られた。職員室では怒られたのだと思うが、記憶にない、何故怒られたのかまったく判らず、部落問題については決して人前で話してはいけないことだのみ理解してきた。それ以後高校大学と進む間も『部落問題について』は何かべールに包まれた重苦しい気持ちでいた。あのとき担任の先生は『何故私たちを叱ったのか』と。今年社会人入学をして講義要項を読みながら、この講義なら私の疑問に答えてくれるだろうと真つ先に選んだのです」と。

私は彼女の話を聞きながら、彼女の出身県大分での同和教育の進展状況について考えていた。数年前、私が参加した全国同教大会社会教育分科会のレポート発表校が彼女の出身地域にあったからだ。その時のレポートには、学校や教師たちの不十分な部落問題への取り組み（安易なアンケート調査を行いながら、回答に不十分な指摘があるとして公表しない）を追求した事実。また、地区生徒の学力補充のために学校側が設けた夜の学習会に参加すること拒んだ高校生の気持ち（何故私たちだけが出席するのか等）。さらに、学内では地域出身だとカムアウトできる雰囲気ではない事実等々を根拠に学校教師を告発した内容が書かれていた。教師たちはその告発を正当なものとして受けとめ、弁明につとめ、自己変革の必要について報告もされていた。地域の高校生たちが学校・教師に対して要

求し、追求することを私も否定しない。しかし、その要求や追求が自らを負うべき責任まで学校側に委ねているなら話は別である。私は次のような質問を發していた。地域の高校生はクラスメイトの一人とでも「自分が被差別部落出身であるとカムアウト」することで、部落差別についての自分自身の気持ちを素直に語ることがあるのだろうか。また地区内の仲間とカムアウトについて語り合ったことがあるのだろうか。自ら主体的に部落差別問題と立ち向かっていく姿勢（自己責任を担う）なくして、部落差別はなくならないだろうと發言したことを思い出していた。

私は彼女に次のように答えた。多分、大分県における同和教育実践は非常に遅れて出發した。彼女が在籍した一九九〇年前後でも学校側が主体的に地域における部落差別の存在とその解決の重要性に気づき、積極的に部落差別の授業を展開していたわけではなかった。道徳の時間で「部落問題」を取り上げるのも大阪や京都などではほとんどないように思う。一九六九年の特別措置法施行以後一〇数年を経て、地域の部落解放運動も徐々に力をつけ、発言権を増すなかでの「告発」に応えるかたちでしか同和教育が取り組まれることはなかった。それ故、部落問題学習を取り組む現場の教師の多くは「教える内容」について自信がなかったことも当然であった。しかし、地域社会に根強く存在している部落差別の実態を知りながら何ら取り組んでこなかった責任を追求されると、みよみまねであったとしてもやらざるを得なかったのである。結果、残念ながら生徒には伝わりにくい、お説教的な授業になっていたことは想像に難くない。彼女たちが授業について話題にするのも当然であったが、もともと自信がなく、保身も考えた担任は、理不尽にも「不十分な授業についての噂が流れることを懼れ」、叱りつけ、結果として箝口令を命じる結果となったに違いない。多分、あなたの中学校での部落問題を取り巻く実態もこのような状況にあったのだろう、と。このような姿勢でスタートした各地の同和教育実践の現場で、「被差別部落児童・生徒に限りなく寄

り添う」実践が展開されていたのも頷けることであつた。

最後に、昨年の鳥取大会でのレポートについて触れることとする。

発表者は被差別部落出身の女性で、町で取り組まれている被差別部落内外の女性によって構成された「女性学級」の責任者であつた。彼女は発表に先立ち「自分は緊張して精神が高ぶると、すぐに相手を「カン」（カム）（突つかかつてしまう）でしまう癖がある」と前置きして話し始めた。ある研修会の折り、彼女は癖がでてしまい「我が子が差別を受けるかも知れないとおそれやおののき、それに部落差別の辛さは、部落出身者でないあなた方にはわからないだろう」と「カン」でしまった。その場は沈黙が漂い重苦しい雰囲気となり、それ以上の論議は深まらなかつた。あとで飲みに行つた部落外の友人から「あなたの気持ちは分からないでもない、しかし、あの言い方はないと思う。もう少し言い方を考えるべきではないか」と言われた。彼女はこの言われ方（忠告）に、「なぜ部落差別を受けた被害者である私が気を使い、譲歩する必要があるのか」と納得できないでいた。その疑問を分科会参加者にぶつけた。私は「少なくとも、三三年間にも長きにおよぶ同和对策事業によつて、被差別部落の生活・環境改善は大きく前進してきた。部落民への露骨な差別言辞も大びらには聞くこともなくなつてゐる。このように変遷してきた部落差別を巡る状況をまったく無視するかのとき、あなたの「カミ」かたでは部落外の人々との対話の機会すら失つてしまふのではないか。機会を失えば、あなたの一番訴えたい部落差別についての内容も理解してもらえないだろう。少なくとも女性学級に出席した部落問題と前向きに対応しようとする部落外の人々とじっくり対話できないで、いったいそれ以外の誰と対話できるのだろうか。今日部落差別を解決する上で、どれだけ多くの人々を部落差別をしない陣営に獲得するかが問われている。にもかかわらず、残念ながらあなたの態度には彼らへの告発

はあるがともに部落問題を考え、なくしていこうとする姿勢が見られない」と発言した。あと数名の発言者も基本的には私の主張に同意するものであった。ただ、私も彼女の切羽詰まった、切ない被差別の気持ち（被差別感情）を理解できないわけではない。しかし、告発し相手を黙らせたところで、事態は一向に前進しないところに来ているとの認識があつての発言であつた。私は分科会の論議で、被差別部落出身者が抱える課題について参加者が忌憚なく指摘しあえるようになったと喜んでいた。

ところがである。最後に総括を行った司会者の発言によつて分科会の成果は吹っ飛んでしまった。全同教専門委員でもある彼は「彼女が思いあまつておこなつた『カム』行為を我々差別者側が非難できるものではない。彼女の苛立ちによる主張は正しい。彼女が考慮したり、譲歩する必要はまったくくない。部落の識字学級に出席している非識字者のお年寄りに、あなたの主張は不十分だからと私たちは譲歩を迫ることが出来るのか。気づかい、譲歩し被差別の立場を理解するのは私たち差別者側である」と分科会討議を一切ふまえないで発言した。彼の総括発言は分科会討議の到達点を一〇数年も引き戻すものであつた。彼の中には、差別者・被差別者、加害者・被害者との二項対立思考しかいまだに存在していないようだ。

今後、部落問題の解決をめざすうえで、被差別部落内外の人々による対話とその中から見いだした課題の共有を求める営みは不可欠である。「特別措置法」の終結を迎えたこの時点で、その営みに泥をかぶせる全同教専門委員の被差別部落住民への「寄り添いや拝跪」は何を生み出すのだろうか。被差別部落住民自身が担うべき自己責任をも曖昧にし、結果的に自己実現の足を引っ張っているだけではないか。彼らの理解者を装つたへりくだつた姿勢こそ克服されなければならないにもかかわらずにである。¹⁾

これまで紹介した研究大会での議論で欠落している課題は私がこの拙文のはじめに提起した、被差別部落住民の（内的弱さ（弱点）にまったく触れることがないという事実である。確かに、私が最初に参加した二〇年以前の状況より、被差別部落住民自身の課題についても少しずつであつても論議されてきた。当時、被差別部落住民の（内的弱さ（弱点）に触れようものなら、発言者である私が部落出身者でなければ、その場で糾弾だという雰囲気は漂っていた。しかし、問題提起し続ける私の主張も、対策事業の進展にも関わらず、十分な成果が上がらない子どもや親たちの実態（高校進学率の頭打ち、中途退学者の増加、対策への依存、生活の乱れ等々）、ほとんど進まない地区外の人々との対話・コミュニケーション状況等から、議論として深められるようになってきた。ある年には部落出身の隣保館館長が「一人でも多く地域住民の参加を促すため、これまでも様々な工夫を凝らした行事を取り組んできた。しかしふたを開けてみると参加してくれるのはほとんど地区外の人々であつた。なぜなのだろうか」と考えてしまう。これからは地区外への啓発ではなく、地区内への啓発を強めたい」とも発言していたのである。もちろん、この彼の発言は同和对策事業の実施によつて被差別部落の生活・住環境が整備され、客観的に出席可能となつた最近のことなのである。彼の抱える課題は決して彼の地域だけの悩みではない。地区内で開催される夜の教育懇談会への親たちの出席数は少なく、教員の出席数より大きく下回ることもあつた。役員呼びかけには「出席します」と答えながら、実際には出席しないこともしばしばであつた。

さらに、結婚とともに被差別部落に住みはじめた私のつれ合いは地区内での二〇年にも及ぶ活動や日常生活を通して接してきた（被差別の文化）について発表しはじめた。彼女の指摘は従来から部落内外の人々によつて声だかにうたわれてきたポジティブな（被差別の文化）ではない。（共同体の「毒」）とも表現されるネガティブな文化についてなのである。詳しくはその小冊子を読んでもらうとして、ここでは、彼女が文章の中で引用したトニ・モリ

スンの言葉を紹介しておこう。「自分たちの人種である黒人を美化するために書いたり、自分たちのところにはどれほどすばらしいものがあるかを書いてみせたりすることは、きわめて陳腐でつまらないことだと言いつつ切っている。黒人のイメージを傷つけ、異様で否定的な面ばかり描いているという一般的な批判にたいしては、イメージなんてそもそも紙ツペラで実質がない、自分の娘をレイプする最悪の男でもその時点では実体的な一人の人間として理解できる、それは家へ給料を運ぶ当たり前のいい父親を書くよりずっと重要なことだ、すばらしい黒人の父親は無数にいるが、それは私の関心事ではない、私は人種差別がどのような影響をおよぼすものか、人間の内面を殺す破壊力を発揮するものかを描きたかった」と。

九〇年代以降、私自身が問題提起し続けてきた被差別部落住民の（内面的弱さ（弱点））の内容も、実はトニ・モリスンのこの主張とつながっていた。なが年差別を受け続けることで被差別共同体に、そこに住まざるを得ない部落住民にいったいどのような厳しい影響が現れるのか、ということであった。私の提起がポジティブなものではなく、ネガティブなものになるのもむしろ当然なのである。

おわりに

九〇年前後からアメリカにおける黒人解放運動に新たな兆しが見え始めてきた。六〇年代の公民権獲得運動の成果でもあったアフアーマティブ・アクション（少数者優遇政策）が二〇年を経過したにも関わらず、黒人の解放運動にどのような成果をもたらしているのか、現状は足枷になってはいないかとの問題提起が黒人自身によってなされた。日本でも翻訳されたシエルビー・スタイルによる『黒い憂鬱』¹²がそれである。解説を担当した石川好はス

ティールの言として「アファーマティブ・アクションは、黒人に優遇措置を提供しているが、実態は、発展に貢献しない逃避主義的な人種政策にすぎないと思う。人種的優遇措置は、職業訓練プログラムではないし、技術を教えにくれるわけでもない。また、価値観を教えるわけでもない。ただ、たんに肌の色をパスポート代わりにするにすぎない。さらに、人種的優遇措置には、自助努力を忘れさせ、優遇措置に依存させるという最大の弱点がある。その結果、多くの黒人が人種的優遇措置がないと、公平さを獲得できないと信じこむようになった。黒人社会が『優遇措置イコール平等』というジョージ・オーエルの小説じみた二枚舌を信じるようになった理由がここにある。人種差別を禁止する法律が優遇措置を生み、黒人の無力感を助長し、逆に黒人の自尊心を弱めた」を紹介し、さらに「そして差別を乗り越えるのは、差別している側の同情や罪悪感によってではなく、どこまでも被差別者の自助努力と、差別している側がより多くの機会を提供することによって乗り越えるべきだと説く、スティールこそ『アメリカの夢』を最も多く豊かに信じている人間と言えるであろう」と指摘する。

この本の原題は「我々黒人の人柄について」とされ、八編の独立したエッセイから成り立っている。「黒い自閉」「黒い権力」「黒い憂鬱」「黒い捏造」等と名付けられた表題の一つ一つに興味をそそられる。ここでは詳しく紹介することはできないので、「黒い捏造」に書かれた次の指摘のみ引用することとする。

「黒人指導者が黒人の懐疑感を捏造してきたために、我々黒人の世界観は歪曲されてきた。彼らは被害者であることだけを強調し、一九六四年の公民権法成立後も、我々黒人が自由そのものに慣れていない点を指摘しなかった」
「では、もつとも危険な捏造行為とは何だろうか。部分にすぎない人種的アイデンティティをアイデンティティ全体と錯覚すれば、人種的アイデンティティとは関係ないはずの個人としてのアイデンティティを抑圧することになる」

「我々は可能な限り、批判の声に耳を傾ける必要がある。我々が素直に批判を聞くことが困難だとすれば、それは我々が脆いからにすぎない。その意味では、公民権法が成立した今、我々黒人がなすべき次の集団的変革がある」とすれば、一つしかない。それは、我々に緊張をもたらす言葉や考えを見つけ出すことだと思¹²う」

これらの指摘を私は部落解放運動を進める自らの課題としても深める必要があると捉えてきた。

さらに、九一年には若い黒人監督であるジョン・シングルトンは『ボーイズン・ザ・フッド』という作品を制作した。黒人コミュニティでの黒人同士の抗争、暴力、殺人を繰り広げる日常生活を真正面から映像化した。決して黒人が被害者としてだけ立ち現れるのではなく、凄まじい暴力抗争の加害者でもあり、被害者でもある事実を赤裸々に写しだす。これまでのハリウッド映画にはない、黒人側から捉えた黒人コミュニティにおける黒人自身が負わざるを得ない課題をあぶり出した。黒人は被害者だけではないとのメッセージがリアルな描写によって発信されていたのである。

同じ頃、ニュージーランドでは先住民であるマオリ出身のアラン・ダフは『ワンス・ウォーリアーズ』¹³を小説として発表した。のちにこの小説を原作とする映画がリー・タマホリによって制作された。この映画については「凄まじい家庭内暴力が描かれた作品」とのみ皮相に紹介されている。が実際は、政府によるマオリへの保護政策によって働く気力も失せ、保護費の支給日に荒れ狂い暴力で発散する夫と暮らしながら、いつしか自らマオリとしての誇りに目覚め自立に向かう女性が描かれている。ここでもマイノリティであるマオリが政府の保護政策に依存し、自らを見失ってしまう姿が冷静な目で映されていた。

これらの作品には旧来の、差別・被差別、加害者・被害者との二項対立思考ではもはや一歩も切り開けない現実との葛藤が苦渋を込めて描き出されていた。当然、同じ立場にあるマイノリティ内部から手放しで受けとめられて

はないが、誰もが指摘しないマイノリティの内的課題を明らかにした点で画期的であった。マイノリティの解放運動にとって、九〇年前後はまさに大きな転換期だったと言えよう。私もこれらの作品に接することで、マイノリティ共同体の住民が陥る落とし穴の共通性に気づかされ、あらためて自分自身の問題意識を深めるきっかけを与えられたのである。

同時に、一九八七年、なが年部落解放同盟とともに部落解放運動に携わってきた藤田敬一は数年前から小冊子に連載してきた文章を編集し、『同和はこわい考』⁽¹⁾を公刊した。そこにはある時期まで藤田自身も認めてきた「部落民でないものに部落差別がわかるはずがない」、「部落民の不利益はすべて部落差別である」と自明とされた二つのテーマが、二〇年近い同和対策事業による施策の成果をふまえるなら、部落差別問題を解決するうえでほんとうに正しい役割を果たしているのか、との鋭い提起がなされていた。さらに、差別・被差別、加害者・被害者と人と人の関係を固定化する二項対立思考からの脱皮、それを克服する具体的な方策としての「両側から超える」共同の営み、これこそが部落解放の展望を見いだすに違いないとの主張でもあった。この藤田の主張は部落解放運動にとつて画期的な問題提起であった。しかし残念ながら、この著書は部落解放同盟中央本部によつて「権力と対決していくとき―これが味方の論理か」「権力がきびしく、われわれを攻撃するとき、必ず、このような傍観的、第三者的な客観性を装った理論が、差別性を擬装して台頭してくることに警戒をおこたつてはならない」と完全に否定され、あろうことか差別図書として扱われる始末であった。⁽²⁾

私は藤田の「両側から超える」提起に共感を覚え、それに応えるためにも、ただ単に「両側から超えれ」ばいいというのではなく、より積極的に被差別側のわれわれがまず一步前にでる必要があると感じていた。部落差別問題のもつ独自性でもあろうが、被差別部落民を「部落民」と規定し、指定する明確な基準・根拠があるわけではない。

極端に言えば、「部落民」などいないのである。問題はそれでもなお、部落差別が厳存するとすれば、その対象とされる「部落民」を積極的に引き受ける私のような「部落民」が必要ではないか。なぜなら、引き受ける対象がなければ、双方による膝を交えた対話が成り立たないからである。それ故、私はあえてこの（部落民）を引き受け、（カムアウトする（＝被差別部落民を名乗る））べきだと主張し続けてきたのである。⁽¹⁾ 部落問題について人と人との対話・コミュニケーションを成立させる要因の一つとしても、われわれによるカムアウトが必要だと考えてきた。ただ、カムアウトにはこれまで人々を黙らせる、跪かせる手段としての役割を色濃くもたせてきたことも事実である。だからこそ、カムアウトするわれわれには、自らに向き合い厳しく自らの課題を抉りだそうとする姿勢が要求される。少なくとも、部落問題について人々との対話を深めようとねがう思いを伝える配慮が必要であろう。

先述したように、全同教研究大会分科会での討議には、マイノリティ自身が自らと向き合い、課題を抉りだす営みがほとんどみられない。それどころか、いまだに被差別の子どもや人々に寄り添う（拝跪する）実践が前述の全同教専門委員のように強調されている。しかし、九〇年代での転換点を踏まえるなら、われわれ被差別部落民にも、人々による「かぎりなく寄り添う（拝跪する）行為、おもねる行為」を辞退、拒否し、ともに課題を深める新しいパートナーとして（共同の営み）を築き上げることが求められているのである。

すでに、第一歩は踏み出された、後戻りは出来ないのだ。

〔注〕

(1) 『部落解放同盟第一〇回全国大会討議資料』「子どもの教育を守る活動について」（『部落解放教育資料集成 八 部落解放教育への出発（Ⅱ）』明治図書 一九八〇年刊 三九九頁）

- (2) 『私の同和教育』金子欣哉著一九五五年刊、奈良県での実践記録『バラック学校』一九五七年六月刊、『すべての教師のもの』全国同和教育協議会編一九五六年五月刊、『同和教育実践記録集』京都市同和教育研究協議会編一九五五年三月刊等
- (3) 『部落解放教育資料集成 八 部落解放教育への出発(Ⅱ)』明治図書一九八〇年刊 一〇八頁
- (4) 『部落』一九六〇年七月号『同和教育白書運動の構想』中村弘三 八頁
- (5) 一九五六年二月『朝日新聞』大阪本社社会部(『部落解放教育資料集成 九 部落解放運動と教育の発展(Ⅰ)』明治図書一九八〇年刊 一八頁)
- (6) 『部落解放教育資料集成 八 部落解放教育への出発(Ⅱ)』明治図書一九八〇年刊 四八五頁
- (7) 『京都新聞』一九九二年四月八日〜一四日連載、『解放への日々』水平社七〇周年の春に―
- (8) 『被差別部落民の感性についての覚悟』(『被差別の陰の貌』藤田敬一編所収 阿吽社 一九九四、九刊 二二〇頁)
- (9) 住吉同和教育推進協議会「結成趣意書」より
- (10) 『部落解放をめざす教育運動の課題』(『解放教育論再考』田中欣和編著所収 柘植書房 一九八一、一刊 二五二頁)
- (11) 『部落差別の現実に学ぶ』は、被差別部落への拝跪ではない(『こべる』No.109 こべる刊行会所収)にもう少し詳しく発表していることをお断りしておく。
- (12) 『住吉・フィラデルフィア(Ⅰ)』いま始まった私自身の再生、(2) 私はそこで生きてきた、(3) 部落に根づく『被差別の文化』(『こべる』No.90 二〇〇〇、九、No.100 二〇〇一、七、No.110 二〇〇二、五 こべる刊行会) すみだ、いくこによる問題提起は私にとってあらためて被差別部落住民の(内面的弱さ(弱点)を深める上で重要な示唆を与えられた。トニ・モリスンの言葉はNo.100に収められている。
トニ・モリスンには『白さと想像力 ―アメリカ文学の黒人像―』(大社淑子訳 朝日選書 一九九四年刊)が発刊されているので参照してほしい。
- (13) 『黒い憂鬱』シェルビー・ステイル著 李 隆訳 石川 好解説 五月書房 一九九四、七刊 解説「植民地としての黒人社会」に石川 好はステイルの言葉を紹介している。二二〜三三頁
- (14) 『黒い捏造』(『黒い憂鬱』に所収、一二四頁 一三三頁)
- (15) 『ワンス・ウォーリアーズ』アラン・ダフ著 真崎義博翻訳 文春文庫 一九九五年刊

「同和(解放)教育」運動の総括試論

(16) 一九八七年六月刊 阿吡社 発行と同時に「同和はこわい」との表題によって、度肝を抜かれた読者も多くいた。さらに驚かさされたのはその内容にあった。これまで部落解放運動において自明とされてきた、「踏まれたものの痛みは被差別部落民にしかわらない」「部落民の不利は一切差別である」とのテーゼに対する根元的な批判に対するものであった。肯定派、否定派相半ばする中で、部落差別問題について根元的な論議を提起したことの意味はあまりにも大きかった。

(17) 『解放新聞』 「『同和はこわい考』にたいする基本的見解」 部落解放同盟中央機関紙 一九八七、一二、二二 第一三五二号
 (18) 「カムアウト〈部落を名乗ること〉について」 (『脱常識の部落問題』朝治 武・灘本昌久・畑中敏之編 かもがわ出版 一九八八年五月刊 所収)